

令和 7 年度事業計画（案）

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の事業を実施する。

（１）山形県地域公共交通計画の変更等のための協議の実施

- 山形県地域公共交通計画について、陸上交通（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業の詳細の位置づけなどの変更を行う。
- 上記に関連して、陸上交通（地域間幹線系統・地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業の変更について協議を行う。

（２）地域公共交通確保維持事業費補助金の交付

- 地域内フィーダー系統確保維持事業費補助金の交付申請及び関係市町村・事業者に対する同補助金の交付を行う。
- ＜参考：フィーダー系統補助予算案 153,726千円＞

（３）山形県地域公共交通計画及び山形県地域公共交通利便増進実施計画（長井市版）の評価・検証

- 計画に掲げている目標数値の令和 6 年度実績を評価・検証し、必要に応じて目標の見直しを行う。

（４）山形県地域公共交通情報共有基盤データの収集・運用

- 県のHPに掲載されている「山形県地域公共交通情報共有基盤」について、GTFSデータの作成・更新を行う。
- 「山形県地域公共交通情報共有基盤構築・運用ガイドライン」に基づいたデータの収集及び公開を行う。

（５）次期山形県地域公共交通計画の作成に向けた協議等の実施

- 令和 8 年度から令和12年度までを計画期間とする次期山形県地域公共交通計画案に係る業務委託、協議等を行う。
- ＜参考：計画策定に係る業務委託費予算案 10,450千円＞

（６）次期山形県地域公共交通計画の作成に向けた検討部会（地域別部会）の開催（資料 4 - 2）

- 次期山形県地域公共交通計画案に係る詳細の協議を行う。加えて各総合支庁の圏域ごとの目標、施策・事業の検討を行う。
 - 各総合支庁ごとに管内市町村の地域公共交通に係るニーズや課題を共有、協議するとともに、必要に応じて勉強会を実施する。
- ＜参考：地域別部会開催に係る予算案 1,000千円＞

(7) GTFSデータ作成講習会の開催（資料4－3）

- バス情報のオープンデータ整備スキルの向上と、迅速なデータ更新に資するため、GTFS-JP作成の講習会を行う。

＜参考：GTFSデータ作成講習会開催に係る予算案 500千円＞

(8) その他協議会の目的の達成に必要な事項